

入札公告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知のうえ、参加されたい。

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊横須賀地方総監部
経理部長 貴田 幸典

1 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	履行期限	履行場所
01-1-1024-6010-0003-00 01-1-2379-6010-0003-00 01-1-2381-6010-0003-00	国際空港等における 陸上作業等	令和元年10月3日(木)～ 令和元年10月4日(金)	仕様書のとおり

2 入札日等

- (1) 入札の場所及び日時
〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀地方総監部経理部契約課入札室
令和元年9月6日(金) 14:00(集合場所: 契約課事務室)
(郵送による入札書の受領期限は令和元年9月5日(木) 正午必着)
郵送先: 〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀地方総監部経理部契約課

- (2) 契約条項を示す場所
〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀地方総監部経理部契約課事務室

3 入札参加申込の日時等

- (1) 日時 公告日～令和元年9月5日(木)
8:00～12:00及び13:00～16:45
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 場所 海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課事務室
- (3) 申込 応札意思のある者は、上記の申込期限日時までに「入札・オープンカウンター参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書」の写しを提出のうえ、仕様書を受領すること。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のD等級以上の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、入札参加申込の日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

5 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額をもって落札価格とするので、各入札者は見積もった契約金額の110分の110に相当する金額を(非課税対象の金額を除く。)入札書に記載すること。
記入例については別添のとおり。
- (2) 入札金額については、特定費目の合計金額を含めた総額を記載する。また、C&F等の外貨上限総額及び換算レートを入札書の内訳に記載するものとする。外貨は円貨に換算し、国内諸経費を加えた円表示で入札するものとする。
また、概算契約である場合は、特定費目の代金の確定に関する特約条項及び特定費目の代金の実費精算に関する特約条項を付すものとし、関税を含めない金額で入札するものとする。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、見積もった契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 7 契約書の作成の要否
遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。
- 8 適用する契約条項
役務請負契約一般条項
特定費目の代金の確定に関する特約条項
特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項
- 9 その他
- (1) 入札の無効
- ア 本公告に公示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した入札を行った者
- イ 入札及び契約心得のとおり実施しない者
- (2) その他
- ア 入札書を郵送するときは、入札書を封筒に封入し、封筒表面に調達要求番号及び件名を朱書の上、さらに封筒に封入し、必ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。
- イ 特定費目の代金の確定に関する特約条項に付す外貨建費目に適用する外国為替の換算率は、支出官事務規定第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率82円/SGD(財務省告示第340号平成30年12月25日)によるものとする。
- ウ 契約時に示す実績額報告書を期日までに提出すること。
- エ 詳細については、横須賀地方総監部経理部契約課契約係(TEL046-822-3500内線2253)まで問い合わせされたい。